

ご寄附頂きました個人の皆さまへ 本会への寄附金に対する税の取り扱いについて(お知らせ)

八代市社会福祉協議会への寄附金については、従来からの所得控除制度に加えて、税額控除制度も適用となり、ご寄附頂いた方は確定申告時に「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除方法を選択することができるようになりましたのでお知らせいたします。

【対象となる寄附金】

平成25年3月22日以降の八代市社会福祉協議会への寄附金

【税制控除によるメリット】

ほとんどのケースでこれまでの所得控除より税額控除の場合が減税の効果が大きくなるようです。※詳しくは最寄りの税務署にご照会下さい。

【控除を受けるための手続き】

確定申告をする必要があり、以下の書類が必要となります。

- ①「寄附金の領収書」
- ②「税額控除に係る証明書」の写し

※②が必要な方へは郵送致しますので、八代市社協(☎0965-62-8228)までご連絡下さい。
また、八代市社協のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

問合せ先
八代市社会福祉協議会
総務課 TEL62-8228